○中央選挙管理会告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区における衆議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

平成二十三年一月二十四日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

衆議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
自由民主党	静岡県静岡市清水区矢倉町五番八号	望月　義夫

○消防庁告示第一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第一項第一号の規定に基づき、左記の者を防炎表示を付する者として登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年一月二十四日

消防庁長官　久保　信保

AE—㉒—1139	株式会社KCRAFT
AE—⑬—1140	東京ネオプリント株式会社
AFE—㉙—1141	株式会社ワカクサ
C—④—7062	アールズ株式会社
E—②—43807	株式会社エーアンドジー
E—㊳—43808	長谷川　章
E—㊳—43809	都築　徳男
E—㊵—43810	江原　健一郎
E—㉗—43811	株式会社インテリア飯田
E—㉑—43812	有限会社アート・ケイ
E—㉝—43813	株式会社栄顕赤木カンパニー
E—㉗—43814	大前　慶典
E—⑬—43815	株式会社円
E—⑲—43816	小林　成光
E—㊵—43817	有限会社プラネット
E—㉘—43818	株式会社オクト
E—㉔—43819	野口　明
E—㉓—43820	株式会社中部ネットワークス
E—⑬—43821	株式会社ニシオカ
E—⑨—43822	株式会社芳賀ビニール
E—⑬—43823	建升装建株式会社
E—⑬—43824	ネットカフェプランニング株式会社
E—⑬—43825	株式会社フレイ
E—㊵—43826	株式会社綜建
E—⑪—43827	トラス株式会社
E—⑫—43828	有限会社インテリア川越
E—⑨—43829	池田　長一
E—⑮—43830	文泉堂株式会社
E—②—43831	横山　豊彦
E—㉔—43832	早川　忠勝
E—㉓—43833	塚本　徹
E—㉓—43834	加藤　治良
E—㉓—43835	株式会社NOAH
E—⑫—43836	株式会社ミヤビコーポレーション
E—㉗—43837	大坪　昌隆
E—㉚—43838	有限会社セイワ
E—㉝—43839	株式会社日乃出
E—⑭—43840	有限会社インテリア高野
E—⑫—43841	株式会社装桜社
E—㉝—43842	徳永　彰義
E—⑪—43843	有限会社藤井商店
E—⑫—43844	オーエイフロアサービス株式会社
E—㉛—43849	有限会社ヨシダ装飾
E—㉗—43850	有限会社ファクト
FE—㉗—1269	有限会社マルエム
F—①—1270	Niseko Resort Design&Construction株式会社
F—㊵—1271	エスエス産業株式会社
FE—㉑—1272	株式会社薩摩
FE—⑬—1273	有限会社フェニックストレーディング
FE—⑦—1274	株式会社エーディーワールド
F—⑫—1275	株式会社テクノプロモーション
FE—⑪—Q0017	ワタナベ流通株式会社

○法務省告示第三十一号

和歌山県紀の川市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十三年一月二十四日

法務大臣　江田　五月

和歌山県那賀郡桃山町大字野田原千二百七十八番地	小林　清次

○法務省告示第三十二号

広島市安佐南区役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十三年一月二十四日

法務大臣　江田　五月

広島県安佐郡沼田町大字阿戸三千七百五十四番地	有田　和磨

○法務省告示第三十四号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十三年一月二十四日

法務大臣　江田　五月

登記所	事務	指定の効力が生ずる日
前橋地方法務局桐生支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年二月一日
神戸地方法務局須磨出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年二月一日
神戸地方法務局西宮支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年二月一日
札幌法務局江別出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年二月一日

○外務省告示第十三号

マレーシア政府は、平成十三年十月五日にロンドンで作成された「二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」の加入書を平成二十二年九月二十七日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年十二月二十七日にマレーシアについて効力を生じた。

（平成二十二年九月二十八日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年一月二十四日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第十四号

マレーシア政府及びガーナ共和国政府は、平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の加入書を、それぞれ、平成二十二年九月二十七日及び同年十月一日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十二年十二月二十七日にマレーシアについて、また、平成二十三年一月一日にガーナ共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成二十二年九月二十八日付け及び同年十月五日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年一月二十四日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第十五号

平成二十三年一月十二日にアンマンで、南部地域給水改善計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　南部地域給水改善計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与限度額　四千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年七月三十一日まで

4　署名者

日本側	徳永久志外務大臣政務官
ヨルダン側	ジャアファル・アベッド・ハッサン計画・国際協力大臣

平成二十三年一月二十四日

外務大臣　前原　誠司